

事 務 所 便 り NO 7 4 号

「行きたい会社」と「行きたくない会社」

◆1万人以上が回答

株式会社毎日コミュニケーションズでは、2012年卒業予定の学生を対象に実施した「大学生就職意識調査」の結果を発表しました。この調査は1979年から毎年実施されているものであり、今回は、全国の大学生・大学院生10,768名が回答しています。

この調査結果から、学生たちの就職に関する考え方、行きたい会社・行きたくない会社に関する本音が垣間見えます。採用活動の際の参考にしてみたいはいかがでしょうか。

◆学生たちの就職に対する考え方は？

学生の就職観についての質問では、上位から、「楽しく働きたい」(32.6%)、「個人の生活と仕事を両立させたい」(21.2%)、「人のためになる仕事をしたい」(17.5%)、「自分の夢のために働きたい」(11.0%)の順でした。

逆に、「出世したい」(1.1%)、「収入さえあればよい」(1.6%)、「社会に貢献したい」(6.3%)などの回答は少なくなっています。

◆どんな会社に行きたいか？

行きたい会社の規模に関する質問では、「大手企業志向」が41.4%(前年比5.6ポイント減)、「中堅・中小企業志向」が53.4%(同5.8ポイント増)となり、中堅・中小企業への就職を希望する人の割合が大幅に増えています。

また、就職企業選択の際のポイントに関する質問では、「自分のやりたい仕事(職種)ができる会社」

のある会社」(22.0%)、「社風が良い会社」(17.2%)、「これから伸びそうな会社」(12.1%)が上位を占めました。

◆行きたくないのはどんな会社？

逆に、行きたくない会社に関する質問では、「暗い雰囲気」(44.6%)、「ノルマのきつそうな会社」(32.7%)、「仕事の内容が面白くない会社」(22.4%)、「転勤の多い会社」(19.7%)、「休日・休暇がとれない(少ない)会社」(18.0%)の順に多くなっています。

高額医療費の患者の立替払いが不要に

◆2012年度から全面スタート

厚生労働省は、がんや難病など的高額な治療薬が増え、患者の立替えの負担が大きくなっている現状を踏まえ、「高額療養費制度」について、上限額を超える部分の患者の立替払いをなくす方針を示しました。

2012年度から、すべての医療機関・薬局で対応させる方針のようです。

◆高額療養費制度とは？

高額療養費制度は、患者の収入に応じて医療費に一定の金額(自己負担限度額)が設けられ、それを超えた場合に、一旦、病院の窓口で本人負担分を支払い、支給申請をすることにより、患者が加入する保険者から後から払い戻される仕組みです。

1カ月の自己負担限度額は、70歳未満で「上位所得者」(標準報酬月額53万円以上)の場合は15万円強、「一般所得者」の場合は8万円強、「低所得者」(住民税が非課税)の場合は35,400円です。

現在の制度では、原則として医療費の3割を医療機

関・薬局の窓口で支払い、上限額を超える分について、後から払い戻しを受けます。

◆「限度額適用認定証」の発行

制度の変更後は、費用の「立替え」と「払戻し」の手間がかからなくなります。

事前に、自分の加入する保険者から所得区分の記載されている「限度額適用認定証」の発行を受け、医療機関・薬局の窓口で提示すれば自己負担の上限額までの支払いで済み、超過分の医療費については、医療機関・薬局が患者に代わって保険者に請求します。

◆治療薬などが高額化の傾向

最近では、がんや難病などの治療薬が高額になる傾向があります。例えば、血液がんの一種の慢性骨髄性白血病の治療薬（グリベック）の場合は、1カ月あたりの薬代が約33万円、同種の治療薬（タシグナ）の場合は約55万円かかるそうです。

患者が一度に多額の現金を用意する必要がなくなる今回の制度変更は非常に有効です。2011年度から、まずは一部の医療機関・薬局で対応可能となり、2012年度からはすべての医療機関・薬局で対応できるようです。

「継続雇用制度」特例措置がまもなく終了

◆特例措置は3月末まで

現在、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳未満の定年を定めている事業主は、「高齢者雇用確保措置」（定年の定め廃止、定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれか）を実施する必要があります。

このうち、「継続雇用制度の導入」については、希望者全員を対象とするか、労使協定により対象者の基準を定めなければなりません。現在は特例措置として、中小企業（300人以下）の場合は、対象者の基準を就業規則で定めることが可能です。

この措置は、今年3月31日で終了します。中小企業では、対象者に関する基準を就業規則に定め、労働基準監督署への届出を行わなければなりません。

◆特例措置は3月末まで

現在、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳未満の定年を定めている事業主は、「高齢者雇用確保措置」（定年の定め廃止、定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれか）を実施する必要があります。

このうち、「継続雇用制度の導入」については、希望者全員を対象とするか、労使協定により対象者の基準を定めなければなりません。現在は特例措置として、中小企業（300人以下）の場合は、対象者の基準を就業規則で定めることが可能です。

この措置は、今年3月31日で終了します。中小企業では、対象者に関する基準を就業規則に定め、労働基準監督署への届出を行わなければなりません。

◆関連する奨励金（定年引上げ等奨励金）

定年の引上げや定年の定め廃止等を実施した場合、「定年引上げ等奨励金」が支給されますが、「中小企業定年引上げ等奨励金」があります。

中小企業定年引上げ等奨励金は、65歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止を実施した中小企業事業主に対して、企業規模に応じて一定額が1回に限り支給されるものです。また、70歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止を実施した場合には、上乗せ支給があります。

支給額は、「65歳以上への定年引上げ」の場合、企業規模1人～9人で40万円、10人～99人で60万円、100人～300人で80万円です。「70歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止」の場合、上乗せ額を含むと、企業規模1人～9人で80万円、10人～99人で120万円、100人～300人で160万円です。

23年3月の税務と労働の手続き

- | | |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 10日 | ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
○雇用保険被保険者資格取得届の提出
○労働保険一括有期事業開始届の提出 |
| 15日 | ○所得税の確定申告書の提出
○申告税額の延期の届出書の提出 |
| 31日 | ○健保・厚年保険料の納付 |